

カザフスタン滞在・安全の手引き

I はじめに

在カザフスタン日本大使館では、カザフスタンに滞在されている邦人の皆様の安全を確保するための参考資料として、「カザフスタン滞在・安全の手引き」を作成いたしました。是非、御活用下さい。

II 防犯の手引き

1 基本的な心構え

日本と異なり海外では、事件や事故が発生した際、直ちに警察官や救急隊員が駆けつけるとは限りません。事件や事故に巻き込まれないためには常に、「自分と家族の安全は自分達で守る」、「予防が最善の危機管理である」という心構えを持って行動してください。

2 安全のための三原則を遵守

① 「目立たない」

犯罪者やテロリストは、目立つ人物を標的として選ぶ場合があります。渡航先・赴任先において必要以上に華やかな服装や宝飾品をつける、目立つ車に乗る、公共の場で大声で会話をする、予定をSNSに書き込む、渡航先等の政治・文化・宗教等に関する批判をすることは、目立つのみならず、標的とされる可能性を高めますので、避けるべきです。

② 「行動を予知されない」

犯罪者やテロリストの立場で考えると、行動パターンが決まっているターゲットは、先回りができるので襲撃の計画を立てやすい相手と言えます。通勤・通学・日常の買いものなど、外出する際のルートや時間をワン・パターン化することは、狙われる危険性を高めることにつながります。できるだけ移動のルートや時間などをランダムにすることで、自分の行動を予知されないようにすることが重要です。

③ 「用心を怠らない」

現地に到着したばかりの頃は、安全対策に気を配っていても、生活に慣れてくると最初の頃に意識していた注意事項がおろそかになる場合があります。また、現地の治安情勢は様々な要因で大きく変化します。常に用心を怠らないためには、普段から日常的に関連情報の収集を行いながら、安全対策を定期的に見直す機会をつくることが重要です。

3 犯罪発生状況

(1) テロ関連

カザフスタンでは、2016年6月にアクトベで発生したテロ事件の影響により全土にテロ警戒レベル「黄」が発令されていましたが、2017年1月に解除されて以降、アスタナ万博開催中を含め、テロ事件等の発生は、確認されていません。

他方、昨年末以降、インターネットを通じてテロを支援する活動を行っていた者が相次いで逮捕されるなど、カザフスタンのテロ情勢は、依然厳しい状況にあるといえ、今後もテロ情勢を注視する必要があります。

(2) 一般犯罪

国民経済省統計委員会が発表した2017年1月から9月までの犯罪統計によると、カザフスタンにおける犯罪発生件数は、24万6,062件であり、昨年と比べ16.7%減少しましたが、殺人及び同未遂事件が682件発生するなど、治安情勢を楽観できる状況にはありません。

4 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居対策

住居の選定にあたっては、治安状況と照らし合わせて、より安全性の高い住居を選ぶことが大切です。

その際に考慮していただきたい事項としては、①住居とその周囲の治安環境、②住居、職場、学校、スーパー等に至るルートの安全性、③警察署・消防署・病院との位置関係、④防火・耐震性、⑤不動産業者の信頼性等が挙げられます。

(2) 強盗対策

強盗被害に遭わないためには、現地の治安情勢を予め確認したうえで、危険な場所へは近づかない、夜間は出歩かない等の対策を講じることが大切です。

万一、強盗事件に遭遇した場合は、絶対に抵抗せず、犯人を刺激しないことを第一に考えて行動してください。犯人に抵抗したために大怪我を負わされた事例が、多数報告されています。

(3) 外出時における防犯対策

外出予定等は、必要最小限の範囲で共有し、情報管理に気を配ることが重要です。「行動を予知されない」ことに十分注意してください。

その他、人気のない場所や暗い場所・夜間の外出を避ける、多額の現金を持ち歩かない、貴重品を分散して持ち歩く等の基本に従って行動することは、安全対策上極めて有効です。

(4) 日常生活における注意事項

ア 白タクの利用禁止

所属会社のないタクシー（白タク）は、利用はしないでください。過去には、邦人が白タクを利用し、強盗被害にあった事例が報告されています。

イ パスポートの携帯

カザフスタンに滞在する外国人は、パスポート等を携帯する義務があります。内務局は、不法滞在者の取り締まりを目的とした特別捜査を頻繁に行っており、

不携帯や滞在期間及び資格等に疑義が生じた場合、警察署へ同行を求められることがあります。

ウ 警察官等による不当な金銭要求

カザフスタン共和国の法律では、警察官等が口頭で罰金等を申しつけ、その場で徴収することを認めていません。

また、過去には、所持品検査と称して財布から現金を抜き取る不良警察官に関する報告もありましたので、貴重品を安易に手渡さない、身分証明書等の提示を求める、パトカーの車両番号を確認する等の対策を行ってください。

5 交通事故対策

交通事故の当事者となった場合は、交通警察（102）に連絡してください。尚、カザフスタンでは交通警察が現場に到着するまでの間、車両を移動せず、発生時のまま保存しなければなりません。

また、警察官が作成する調書に不明点があれば、署名せず、保険会や社信頼できる通訳等を通じて不明点を解消することが重要です。

6 テロ・誘拐対策

テロや誘拐の被害に遭うリスクを低くし、被害を最小限に抑えるためには、事前の対策や行動原則に従って行動することが有効です。

(1) 被害に遭わないための事前対策

ア テロの標的となりやすい時期や場所を認識し、可能な限り避けて行動する。

時期 …… ラマダンやイベントが多数開催される年末年始等

場所 …… 軍・警察・政府関係施設、宗教施設、不特定多数が集まる場所（レストラン、宿泊施設、繁華街、観光施設、公共交通機関、イベント会場、ショッピングセンター、野外マーケット）等

イ 訪問先では、非常口、退避ルート及び隠れる場所を予め確認しておく。

ウ 宿泊先は、十分な安全対策が行われている施設を選ぶ。

エ 目立つ服装や行動を避ける。

オ 同じ時間に同じ経路を使用する等、行動のパターン化を避ける。

(2) 襲撃・テロに遭遇した場合の行動原則

ア L i e（伏せる）

銃声や爆発音を聞いたら、その場に伏せる。状況を冷静に把握し、「逃げる」のか「隠れる」のかを判断する。

イ R u n（逃げる）

予め確認しておいた非常口又は退避ルートから避難する。

ウ H i d e（隠れる）

予め確認しておいた隠れる場所へ避難する。

7 緊急連絡先

(1) 在カザフスタン日本大使館

住 所：Kosmonavtov str 62, Chubary 5fl. Astana, 010000 Kazakhstan

電 話：+7（7172）97-78-43

+7（7772）11-98-02（夜間・祝休日の緊急連絡先）

開館時間：9時00分から12時30分，13時45分から18時00分

(2) 事件事故等が生じた際の通報先

火事：101番

警察：102番

救急：103番

Ⅲ 緊急事態への対応

1 平素の準備と心構え

(1) 在留届の提出

海外に住所又は住居を定めて3か月以上滞在する日本人には、在留届の提出が義務付けられています（旅券法第16条）。届け出は、当館ホームページの「在留届電子届出システム（OORnet）」を通じて、いつでも可能です。

在留届は、当館が在留邦人の皆様の情報を正確に把握し、緊急事態が発生した際に迅速な援護・支援（在留邦人の安否確認、緊急連絡、救援活動、留守宅への連絡等）を行うために不可欠なシステムですので、必ず提出してください。

(2) 連絡体制の整備

不測の事態が発生した場合に備えて、会社や家族内で緊急連絡網を作成しておくことは大変重要です。また、全ての通信網が利用できなくなった場合を想定して集合場所等を決めておくことは、有事に適切な対策を講じることを可能にします。

(3) 避難場所の確認

緊急事態が発生した際の退避先は、大使館、大使公邸又はホテル等となり、状況に応じた退避場所を大使館ホームページ、フェイスブック及び領事メール等を通じて、ご連絡いたします。

(4) 非常用物資の備蓄

緊急事態に備えて、平時より以下の物資を備蓄してください。

ア 最低10日分の食料及び飲料水

イ 災害必需品（缶切り、ナイフ、マッチ、ラジオ付き懐中電灯、電池等）

ウ 乳幼児関連物資（ミルク、紙おむつ等）

エ 医薬品、生理用品

オ 毛布・寝袋等の寝具、衣料品

2 緊急時の行動

(1) 情報収集・心構え

治安情勢は、些細な出来事で大きく変化し、緊急時の行動は、この変化に大きく左右されます。普段から日常的に情報収集を行い、緊急事態が発生した際に迅速に行動できる準備を整えてください。

(2) 退避先に関する留意事項

実際に海外で生活すると、これ以外のトラブルに遭遇する可能性は、十分にあります。また、「自分と家族の安全は自分達で守る」、「予防が最善の危機管理である」という心構えで行動しても、事件・事故に巻き込まれる可能性は、ゼロではありません。

万が一、事件・事故に巻き込まれた場合には、躊躇することなく在カザフスタン大使館にご連絡・ご相談ください。

以 上